

令和6年度
第4回 小千谷市移動等円滑化促進協議会

日 時：令和7年2月4日（火）

午後1時30分から

場 所：小千谷市役所 4階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議題

- （1）パブリックコメントの結果について【資料1】
- （2）小千谷市バリアフリー基本構想の策定について【資料2】

4 その他（今後の予定）

5 閉 会

小千谷市バリアフリー基本構想（案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の結果について

1. パブリックコメント実施状況

（１）意見募集の期間 令和６年１１月２８日（木）～１２月２５日（水）

（２）意見募集の結果 提出状況 ３件

2. 意見の概要と考え方

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	修正の有無
1	19 ページ 20 ページ	課題４ 心のバリアフリーの促進 ・「高齢者、障害者、親子連れや外国人等」の対象者に「認知症当事者とその家族」も加えてもらえるか。 ・「高齢者、障がい者等」の対象者に「認知症当事者」も加えてもらえるか。	・この計画で定義している「高齢者・障がい者等」には、認知症の方も対象に含んでいますので、３ページの「1-1 基本構想とは」に以下の説明文を追加します。 ・なお、「高齢者、障がい者等」には、高齢者、障がい者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障がい者）のみならず、認知症当事者、妊産婦、けが人及びそれらの家族等が含まれます。	有
2	26 ページ	4-2-4 教育啓発特定事業 ・１点目「小中学校、高等学校における認知症サポーター養成講座実施などによる認知症の理解促進」を加える。 ・３点目「横断歩道の道路標示の改修声かけや支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」…の文面に「希望をかなえるヘルプカード」を加える。	・この計画で定義している「高齢者・障がい者等」には、認知症の方も対象に含んでいますが、個別具体の例を全て列記することはできないため、１点目については修正せず、３点目の、横断歩道の道路標示の改修声かけや支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及促進に、その他の制度を想定して「等」を付記することとします。	有
3	23 ページ	■目標年次の考え方 ・中期の欄では始期が令和 12（2030）年度～となっているが、令和 12 年度までは何もしないと捉えられてしまうのではないかと。	・ご指摘のとおり、特定事業者において先行して事業を実施することは差し支えないことから、始期を記載しないこととします。	有

小千谷市 バリアフリー基本構想(案)

東小千谷地区



令和7年3月



◆ 目次 ◆

第1章	バリアフリー基本構想の作成にあたって.....	1
1-1	基本構想とは.....	3
1-2	基本構想の位置づけ.....	4
1-3	基本構想を作成する背景.....	5
1-4	基本構想の計画期間.....	5
第2章	重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定.....	7
第3章	バリアフリー化の課題と取組方針.....	11
3-1	まち歩き点検調査.....	13
3-2	バリアフリー化の課題.....	19
3-3	バリアフリー化に関する取組方針.....	20
第4章	実施すべき特定事業、その他の事業.....	21
4-1	目標年次の考え方.....	23
4-2	特定事業.....	24
4-3	その他の事業.....	27
第5章	基本構想の評価.....	29
5-1	特定事業等の実施状況の把握.....	31
5-2	スパイラルアップに向けた継続した取組.....	31
資料編		33
資料1	構想作成の体制及び経過.....	35
資料2	用語の説明.....	39

第1章

バリアフリー基本構想の作成にあたって

- 1－1 基本構想とは
- 1－2 基本構想の位置づけ
- 1－3 基本構想を作成する背景
- 1－4 基本構想の計画期間

第1章 バリアフリー基本構想の作成にあたって

1-1 基本構想とは

バリアフリー基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区※¹）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

なお、「高齢者、障がい者等」には、高齢者、障がい者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障がい者）のみならず、認知症当事者、妊娠婦、けが人及びそれらの家族等が含まれます。

基本構想では、重点整備地区、生活関連施設※²、生活関連経路※³及び特定事業※⁴を位置づけます。

※1 「重点整備地区」

生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間を徒歩で移動することが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

※2 「生活関連施設」

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

※3 「生活関連経路」

生活関連施設間を結ぶ経路

※4 「特定事業」

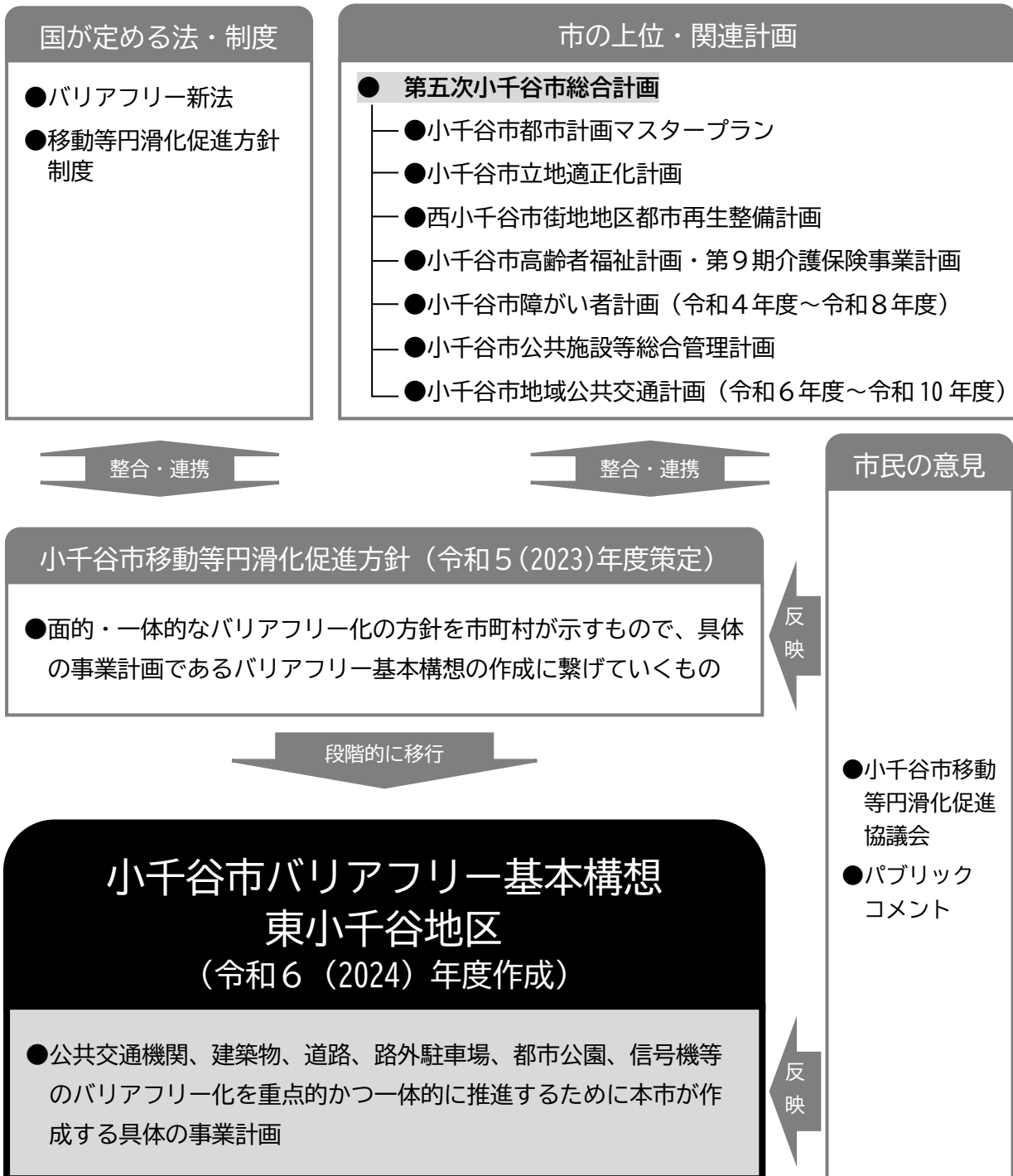
生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するための事業

1-2 基本構想の位置づけ

この基本構想は、バリアフリー新法に基づいて本市が定めるバリアフリー基本構想と位置付けます。

また、作成にあたっては、小千谷市総合計画をはじめとする上位・関連計画や小千谷市移動等円滑化促進方針との整合を図るとともに、小千谷市移動等円滑化促進協議会での審議やパブリックコメントを通じて、市民の意見の反映に努めます。

■バリアフリー基本構想の位置付け



1－3 基本構想を作成する背景

本格的な高齢社会を迎える中、誰もが安全に安心して移動できるバリアフリー環境の必要性が高まっています。

本市においては、市の玄関口であるＪＲ小千谷駅は、１日当たり約２,０００人の乗降客が利用していますが、エレベーターや身障者対応トイレなどがなく、駅舎のバリアフリー化が課題となっています。

また、駅舎と駅前広場との間にも移動の支障となる高低差や傾斜があることから、ＪＲ小千谷駅及び駅前広場の連続的・一体的なバリアフリー化が課題となっています。

このような課題に対応していくための第一歩として、市域全体のバリアフリーに関する方針を明確にするため、地域住民や関係者と連携・協力しながら小千谷市移動等円滑化促進方針を令和５年度に策定しました。

このような背景を踏まえ、官民一体となって面的・一体的なバリアフリー整備を進めることを目指し、ＪＲ小千谷駅及び駅前広場を含む東小千谷地区を対象として、バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を作成するものです。

1－4 基本構想の計画期間

基本構想の目標年次は、令和１６（２０３４）年度（おおむね１０年後）とします。

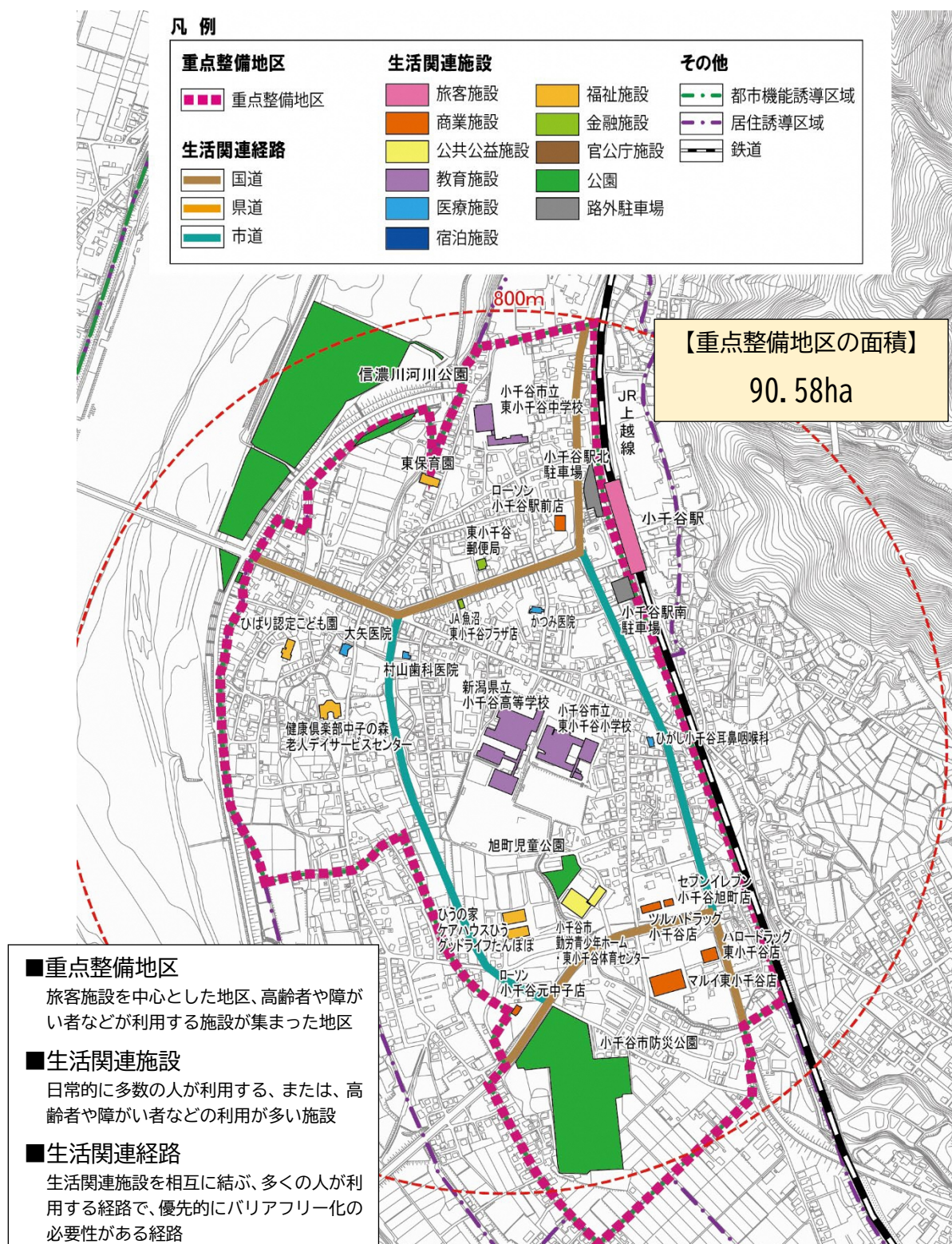
また、おおむね５年ごとを目途に重点整備地区のバリアフリー化に関する実施状況を調査します。また、「小千谷市移動等円滑化促進協議会」において基本構想の進捗状況・成果に関する評価を行い、実現に向けた課題を整理するとともに、必要に応じて基本構想の見直しを行います。

第2章

重点整備地区の位置及び区域

第2章 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定

小千谷市移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区（西小千谷地区と東小千谷地区の2地区）のうち、この基本構想では、東小千谷地区を重点整備地区として設定します。また、生活関連施設、生活関連経路についても同様に、小千谷市移動等円滑化促進方針において示された東小千谷地区の生活関連施設、生活関連経路と同じ内容で設定します。



図－重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路

■生活関連施設リスト（27施設）

旅客施設	教育施設	金融施設
小千谷駅	新潟県立 小千谷高等学校	JA 魚沼東小千谷プラザ店
商業施設	東小千谷中学校	東小千谷郵便局
ローソン小千谷駅前店	東小千谷小学校	公園施設
ツルハドラッグ小千谷店	医療施設	信濃川河川公園
セブンイレブン小千谷旭町店	大矢医院	旭町児童公園
ハロドラッグ東小千谷店	かつみ医院	小千谷市防災公園
マルイ東小千谷店	村山歯科医院	路外駐車場
ローソン小千谷元中子店	ひがし小千谷耳鼻咽喉科	小千谷駅北駐車場
公共公益施設	福祉施設	小千谷駅南駐車場
小千谷市勤労青少年ホーム・東小千谷体育センター	ひばり認定こども園	
	東保育園	
	健康倶楽部中子の森 老人デイサービスセンター	
	ひうの家 ケアハウスひう	
	グッドライフたんぽぽ	

■生活関連経路リスト（4路線）

国道	県道	市道
・ 国道291号 ・ 国道351号	（該当なし）	・ 東栄元中子線 ・ 旭町東栄線

第3章

バリアフリー化の課題と取組方針

3－1 まち歩き点検調査

3－2 バリアフリー化の課題

3－3 バリアフリー化に関する取組方針

第3章 バリアフリー化の課題と取組方針

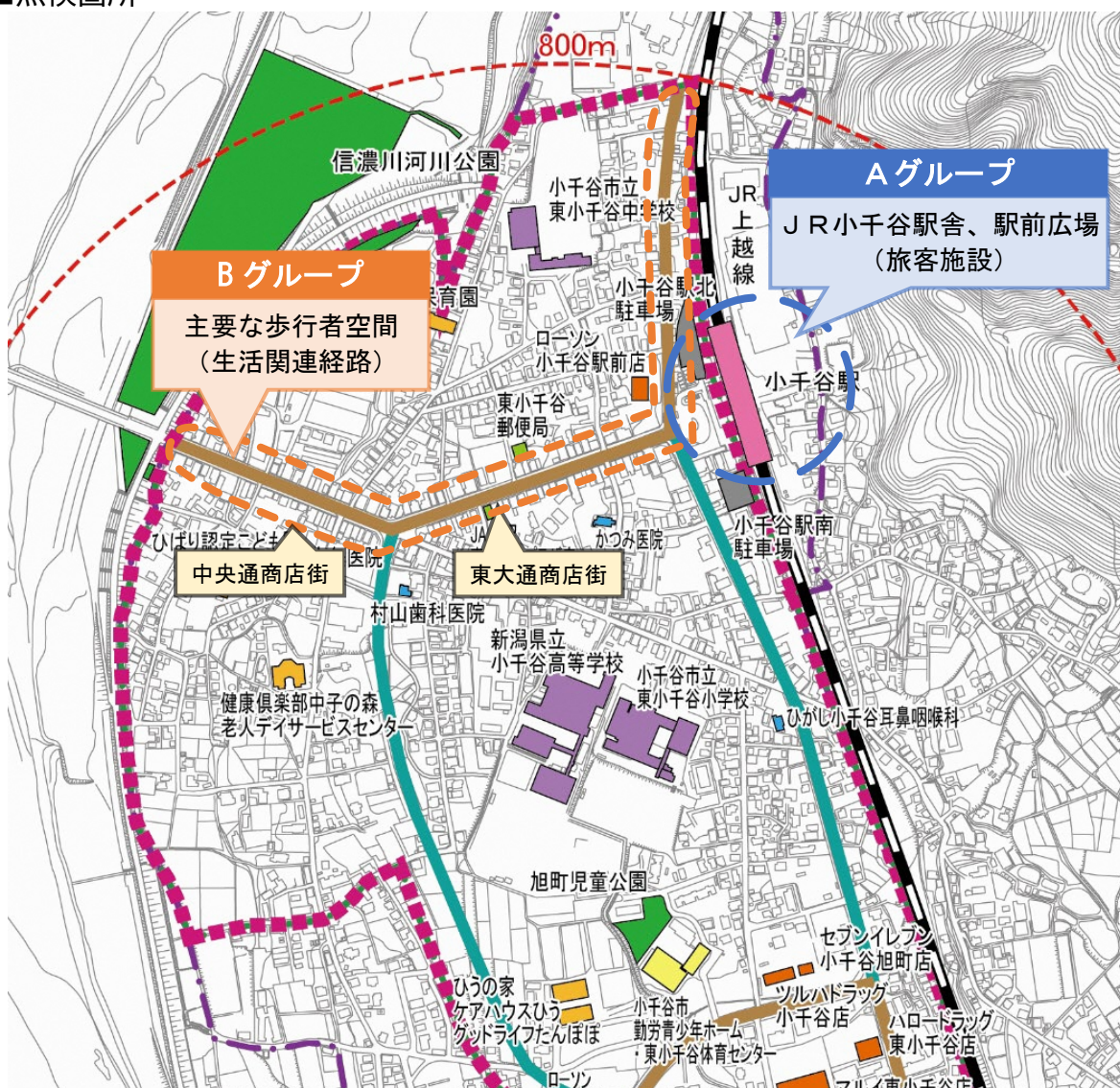
3-1 まち歩き点検調査

3-1-1 まち歩き点検調査の概要

基本構想の作成にあたり、バリアフリーに関する事業（特定事業）を検討するため、地区内の「旅客施設（鉄道駅等）」「生活関連経路（道路）」を実際に歩きながらバリア（障壁）を点検する「まち歩き点検」を実施しました。

実施日時	点検場所	参加者
令和6年9月10日(火) 13:30～16:20	【Aグループ】 JR小千谷駅舎、駅前広場（旅客施設）	4名
	【Bグループ】 主要な歩行者空間（生活関連経路）	4名

■点検箇所



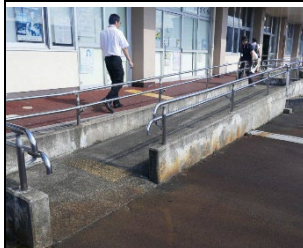
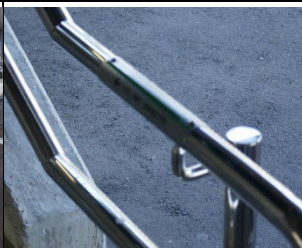
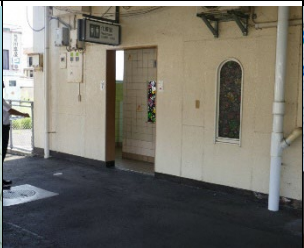
3-1-2 主な指摘事項

(1) Aグループ（JR小千谷駅舎、駅前広場）

① JR小千谷駅舎

指摘箇所	指摘事項	番号
通路	・スロープの傾斜は基準値の最大値（5.0％）。 ・積雪時などの利用への配慮が必要。	1
階段	・両側二段手すり、手すり部点字案内整備済。	2
	・段鼻部の色分けが不明瞭。	3
エレベーター・エスカレーター	・エレベーターの設置が必要。 ・車いすの動線に配慮した箇所への設置が必要。	4
プラットフォーム	・転倒防止柵なし、ホームドア等の設置が必要。	5
トイレ	・駅舎の外からも利用できる多目的トイレが必要。	6
	・トイレへの誘導案内が必要。	7
	・トイレ出入口の点字や音声による案内が必要。	
その他	・タブレットによる筆談対応あり。	8
	・車いす利用者に対する駅員によるサポートがあつてありがたい。	9

■指摘箇所の状況

			
1) 入口のスロープ	2) 階段の手すり	3) 階段の段鼻	4) 階段横のスペース
			
5) プラットフォーム	6) トイレ	7) トイレ入口付近	8) 筆談対応

※番号9に該当する写真なし。

②駅前広場

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・小千谷駅北駐車場へ向かう歩道の幅員 1.4m（基準 2.0m以上）。 ・縦勾配 8.6%、横勾配 4.0% （基準 5 % 以下、やむを得ない場合 8 % 以下）	1
	・歩道上のグレーチングの網目が粗い。	2
	・上部にモルタルの段差あり（冬期の融雪水の流路調整のために必要）。	3
階段等	・駅前広場～駅舎間の段差が大きい（約 10 段）。	4
	・階段の舗装に破損あり。	5
	・冬期の融雪が不十分なため、歩行者空間の確保が課題。	
点字ブロック	・点字ブロックなし（駅前広場）。	6
	・商店側の歩道から駅舎方面の点字ブロックが途切れている。	7
バス停付近	・バス停に上屋、ベンチなし。 ・バス乗降箇所の歩道の高さ 20cm（基準 15cm）。	8
小千谷駅北駐車場	・身障者用駐車区画が 2 台分設置済。	9
横断歩道	・駅前広場からの出口付近の横断歩道が狭い。	10
その他	・バスレーンや送迎車両の待機スペースの確保が課題。	11

■指摘箇所の状況

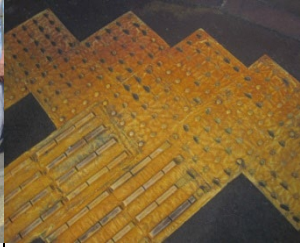
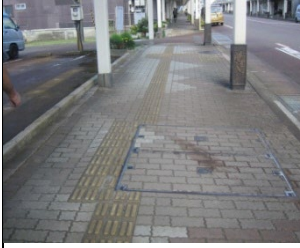


(2) Bグループ (主要な歩行者空間)

①国道 291 号 (東大通～中央通商店街)

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・ 降雪時に歩道の舗装が滑りやすく、車いす利用者も利用しづらい。	1
	・ 交差点の横断歩道部の歩道縁端部の段差がない (基準 2 cm)。	2
	・ 歩道の縁端部が下がっている箇所がある。 (歩道側に 3 cm、道路側に 6 cm)	3
	・ 歩道が車道側に傾斜している箇所がある (車道側に 6%程)。 (基準 5 %以下、やむを得ない場合 8 %以下)	4
	・ 排水溝周辺で歩道のタイルがはがれている箇所がある。	5
	・ 歩道すりつけ区間の勾配がきつい箇所がある (勾配が 16%)。 (基準 5 %以下、やむを得ない場合 8 %以下)	6
	・ グレーチング蓋の目が粗く、車いすの車輪がはまりやすい。	7
	・ 点字ブロックと歩道のブロックの隙間が広い箇所がある。	8
点字ブロック	・ 点字ブロックが途切れている箇所がある。	9
	・ 点字ブロックが除雪作業によって摩耗している箇所がある。	10
	・ 排水溝のふたの上にある点字ブロックがはがれている箇所がある。	11
	・ 交差点改良前の古い点字ブロックが残置 (車道への誤侵入リスクあり)。	12
	・ 制水弁を点字ブロックで迂回するルートがあるが、幅が小さい。 (迂回する側に 30cm ほど)	13
	・ 点字ブロックのルート上に、マンホールと制水弁があり、点字ブロックが途切れている箇所がある。	14
バス停付近	・ バス停に待ち時間用のベンチがあって良い。	15
	・ バス停に上屋、ベンチあり、車寄せなし。	16
	・ バス乗降箇所の歩道の高さ 10cm (基準 15cm)。	
信号機	・ 残りの待ち時間が表示される信号機があると良い。	17

■指摘箇所の状況

			
1) 歩道の舗装面	2) 横断歩道部の段差	3) 歩道の傾斜	4) 歩道の傾斜
			
5) 歩道の舗装面	6) 歩道すりつけ部	7) グレーチング	8) 舗装の隙間
			
9) 点字ブロックの途切れ	10) 点字ブロックの摩耗	11) 点字ブロックのはがれ	12) 点字ブロックの残置
			
13) 点字ブロックの迂回	14) 点字ブロックの途切れ	15) バス停	16) バス停
			
17) 歩行者信号機			
			

②国道 291 号（ローソン小千谷駅前店より北側）

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・ ローソン前歩道幅員 1.65m（基準 2.0m以上）。	1
	・ ローソン前歩道幅員 0.78m（基準 2.0m以上）。	2
	・ 歩道未整備。 ・ 小学生の通学路として安全を確保したい。 ・ 大型車両の通行が多く、危ない。	3
	・ 車道両端部のグレーチングの網目が粗い（一部破損あり）。	4
	・ 交差点付近に歩道があるため、横断歩道の標識があると良い。	5

■指摘箇所の状況

			
1) 歩道幅員が狭い	2) 歩道幅員が狭い	3) 歩道未整備	4) グレーチング
			
5) 横断歩道			

3-2 バリアフリー化の課題

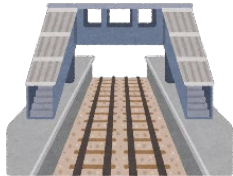
まち歩き点検での指摘を踏まえて、バリアフリーの課題を以下のとおり整理しました。

公共交通の面では、ＪＲ小千谷駅のエレベーターや身障者対応トイレの設置、駅前広場と駅舎間、商店街方面からの車いす利用者の移動の連続性確保など、駅舎及び駅前広場の一体的・連続的なバリアフリー化が課題となっています。また、バス停やバス車両のバリアフリー化も課題となっています。

道路空間の面では、商店街などの歩道の傾斜や舗装の劣化、点字ブロックの色、グレーチングの隙間等の改善に加え、積雪期における歩行者空間確保も課題となっています。

交通安全の面では、横断歩道の標示の劣化や歩行者信号の音声案内などの改善が課題となっています。

心のバリアフリーの面では、高齢者や障がい者等への理解の醸成など、ソフト面の取組強化が課題となっています。

バリアフリー化の課題	
【課題１】 公共交通機関の バリアフリー化	● 駅舎のエレベーターや身障者用トイレなどの新設、駅舎～駅前広場～周辺地区の一体的・連続的なバリアフリー化が必要です。 
【課題２】 歩行者空間の バリアフリー化	● 点字ブロックの連続性の確保、歩道の新設・改善、積雪期の安全確保など、歩行者空間の一体的・連続的なバリアフリー化が必要です。 
【課題３】 歩行者の 交通安全の確保	● 交差点などにおける横断歩道の標示や歩行者信号における音声案内の導入など、誰もが安全に安心して移動できる歩行者空間の整備が必要です。 
【課題４】 心のバリアフリー の促進	● バリアフリー化の重要性や高齢者・障がい者、親子連れや外国人等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を進めることが必要です。 

3-3 バリアフリー化に関する取組方針

移動の円滑化を促進するため、本市の関係部署が一体となって取組を進めるとともに、国や県または民間事業者と連携し、可能なところから一体的・連続的なバリアフリー化に向けた整備や補修を推進します。

施設整備等を実施する際は、地域の課題やニーズなどを踏まえてバリアフリー化を推進するとともに、計画・設計段階において高齢者や障がい者など当事者の意見を反映する機会を設けることを目指します。

3-3-1 鉄道駅・バス等のバリアフリー化

- ・ J R小千谷駅における出入口からホームまでの連続するバリアフリー化された経路の確保
- ・ J R小千谷駅における高齢者や障がい者等が利用しやすいトイレへの改修及びその案内表示の設置
- ・ 乗降負担の少ないノンステップバスなど、車両入替のタイミングにおける計画的な導入
- ・ バス停留所の必要箇所における視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・ 鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等、移動手段の確保による誰もが安全で円滑に移動しやすい交通体系の構築

3-3-2 道路等のバリアフリー化

- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの適切な整備・補修
- ・ 歩道と車道との段差、勾配の緩和
- ・ バリアフリーに配慮した側溝蓋やグレーチングなどの工作物の施工
- ・ 道路除雪計画に基づき、関係機関との連携による迅速かつ体系的な除雪体制

3-3-3 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・ 横断歩道の標示の適切な整備・管理
- ・ 交差点部における道路横断の安全確保に資するバリアフリー化に対応した信号機の整備

3-3-4 心のバリアフリー

- ・ 高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーの啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等の推進
- ・ 事業者・施設設置管理者における移動等円滑化を図るために必要な職員の教育訓練
- ・ 歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上へのはみ出し看板や迷惑駐輪、交通マナー等の問題によりバリアが発生している事案に対する啓発活動等を通じたモラル向上のための取組の促進

第4章

実施すべき特定事業、 その他の事業

- 4－1 目標年次の考え方
- 4－2 特定事業
- 4－3 その他の事業

第4章 実施すべき特定事業、その他の事業

4-1 目標年次の考え方

特定事業の目標年次の考え方は、原則として基本構想作成からおおむね5年後の令和11（2029）年度、または、おおむね10年後の令和16（2034）年度までを目標とします。

ただし、基本構想の作成段階において、実施予定時期を明確にできない事業や実現まで長期にわたることが想定され事業については、今後機会を捉えて検討するものとします。

また、すでに実施している取組で、今後も継続していくものについては、継続的に実施するものとして区分します。

■目標年次の考え方

短期	令和7（2025）年度～令和11（2029）年度までを目標に実施
中期	令和16（2034）年度までを目標に実施
長期	令和17（2035）年度以降を目標に実施
継続	継続的に実施
今後機会を捉えて時期を検討	実施予定時期を明確にできないため、今後機会を捉えて整備等の時期を検討

4-2 特定事業

4-2-1 公共交通特定事業

特定事業者	施設名称	対象箇所	特定事業の内容	目標年次
東日本旅客鉄道株式会社	小千谷駅	通路（出入口）	・スロープの形状、設置場所の変更	中期
		階段	・踏面の端部（段鼻部）の色分け	中期
		エレベーター	・エレベーターの設置	中期
		トイレ	・多目的トイレの設置	中期
			・多目的トイレの整備と併せて、駅舎外からの直接利用に配慮した整備を検討	中期
			・トイレの出入口を視覚障がい者に示すための案内表示の設置	中期
		点字ブロック	・トイレに誘導する点字ブロックの設置	中期
		券売機	・券売機の車いす対応	中期
		駅舎への階段	・エレベーターの設置	中期
越後交通株式会社	小千谷駅前広場	バス停付近	・バス停の上屋、ベンチの整備（駅前広場整備とあわせて検討）	中期
	バス車両等		・車イス対応可能な車両（ノンステップ・ワンステップバス）の導入	継続

4-2-2 道路特定事業

特定事業者	施設名称	対象箇所	特定事業の内容	目標年次
小千谷市	市道 旭町東栄線	歩道等	・横断歩道部の段差について、視覚障がい者の段差認識に配慮した上で、縁端前後は極力平たんな構造を確保	短期
		点字ブロック	・点字ブロックの更新	短期
	市道 東栄元中子線	歩道等	・横断歩道部の段差について、視覚障がい者の段差認識に配慮した上で、縁端前後は極力平たんな構造を確保	短期
		点字ブロック	・点字ブロックの更新	短期
長岡地域振興局	国道 291 号	歩道等	・歩道の新設 ・歩道の拡幅 ・目の細かいグレーチングに更新 ・降雪時の滑りにくさに配慮した舗装への改修 ・横断歩道部の段差について、視覚障がい者の段差認識に配慮した上で、縁端前後は極力平たんな構造を確保	今後機会を捉えて時期を検討
		バス停付近	・歩道の整備（マウントアップ）	
		点字ブロック	・点字ブロックの設置 ・点字ブロックの更新 ・点字ブロックの連続性の確保	
		その他	・地下道出入口の手すり（点字案内）の修繕	
	国道 351 号	歩道等	・横断歩道部の段差について、視覚障がい者の段差認識に配慮した上で、縁端前後は極力平たんな構造を確保	
		点字ブロック	・点字ブロックの設置 ・点字ブロックの更新	

4-2-3 交通安全特定事業

特定事業者	施設名称	対象箇所	特定事業の内容	目標年次
小千谷警察署	小千谷駅前広場	歩道等	・横断歩道の道路標示の改修	短期
	国道351号線（旭町交差点より南側）	音声案内	・県のバリアフリー事業での対応を検討	短期
	国道351号線（旭町交差点より防災公園西側交差点）	歩道等	・横断歩道の道路標示の改修	短期

4-2-4 教育啓発特定事業

心のバリアフリーを実現するためには、市民一人ひとりが高齢者や障がい者などの特性を理解し、接することができる社会を目指すことが重要となることから、本市の関係部署が一体となった取組を進めるとともに、国・県や教育機関、民間事業者等と連携しながら、市民に対する啓発・情報発信等の取組を計画的に進めます。

特定事業者	特定事業の内容	目標年次
小千谷市	・小中学校、高等学校における障がいのある方との交流活動の実施による障がい者理解の推進	継続
	・点字ブロックや障がい者用駐車場等、その目的や適切な利用に関するポスター作成によるマナーアップの推進	継続
	・横断歩道の道路標示の改修声かけや支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」等の普及促進	継続

4－3 その他の事業

特定事業者	施設名称	対象箇所	特定事業の内容	目標年次
小千谷市	小千谷駅前広場	歩道等	・段差解消について、融雪水対策とあわせて検討	短期
			・横断歩道部の段差について、視覚障がい者の段差認識に配慮した上で、縁端前後は極力平坦な構造を確保	短期
		バス停付近	・歩道の整備（高さの調整）	短期
		点字ブロック	・点字ブロックの設置	短期
	駅北駐車場	駐車場	・段差解消について、融雪水対策とあわせて検討	短期
			・身障者用駐車区画の設置	短期

第5章

基本構想の評価

5－1 特定事業等の実施状況の把握

5－2 スパイラルアップに向けた継続した取組

第5章 基本構想の評価

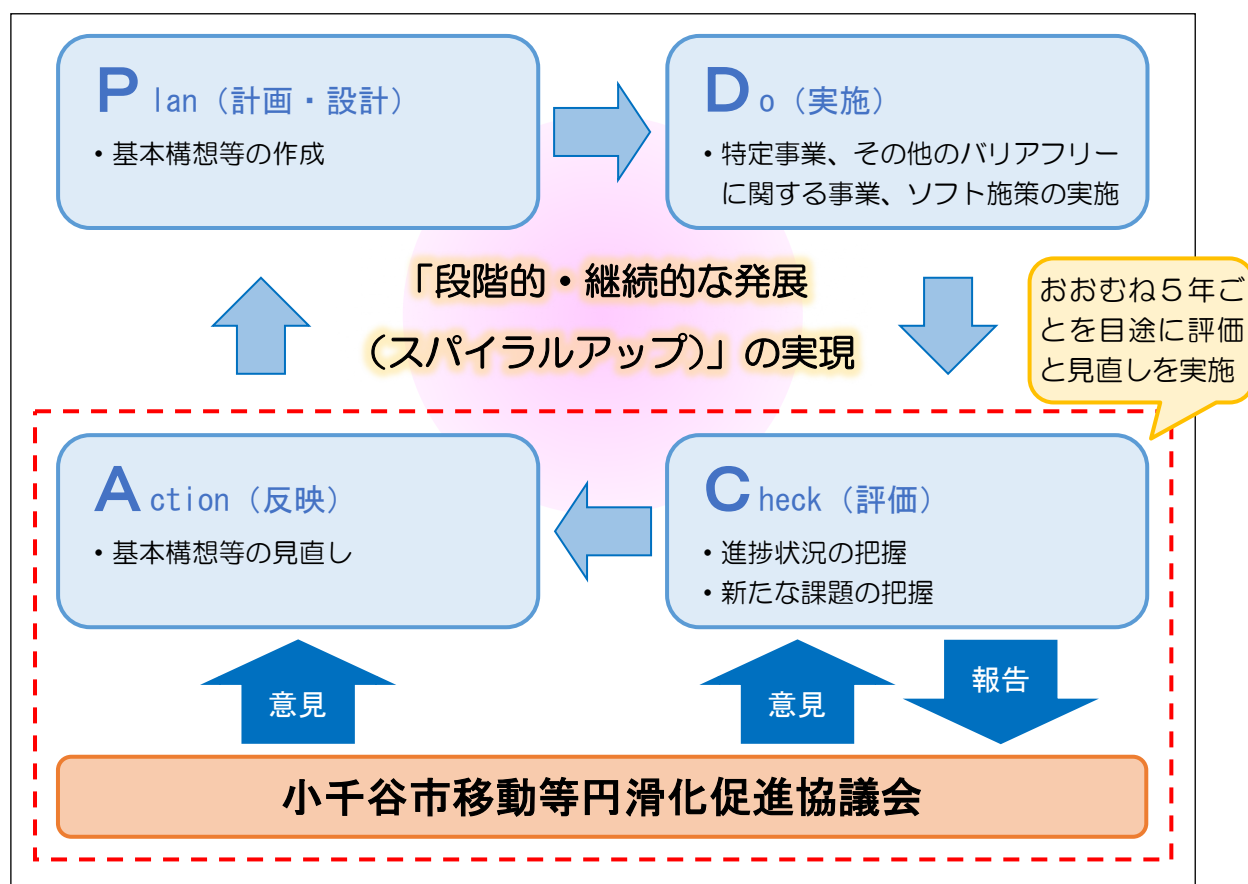
5-1 特定事業等の実施状況の把握

基本構想作成後、特定事業やその他の事業が早期に、かつ、基本構想で明記された目標に沿って進展するよう、必要に応じて特定事業者との連絡・調整を実施しながら、事業の実施状況の把握や情報共有を行います。

5-2 スパイラルアップに向けた継続した取組

- ・基本構想作成後の進行管理・事後評価・見直しに向けて、特定事業の実施状況等を踏まえながら基本構想の評価・見直しを継続的に行い、さらなる改善につなげていく「段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）」に取り組みます。
- ・具体的には、「計画・設計（Plan）」を「実施（Do）」に移し、結果・成果を「評価（Check）」したうえで、改善・改良すべき点を「反映（Action）」を加えることによって評価・見直しを継続的に行う「PDCAサイクル」の構築を目指します。
- ・今後は、おおむね5年ごとを目途に重点整備地区のバリアフリー化に関する実施状況を調査します。また、「小千谷市移動等円滑化促進協議会」において基本構想の進捗状況・成果に関する評価を行い、実現に向けた課題を整理するとともに、必要に応じて基本構想の見直しを行います。

■ 進行管理体制のイメージ



資料編

資料 1 構想作成の体制及び経過

資料 2 用語の説明

資料 1 構想作成の体制及び経過

1-1 小千谷市移動等円滑化促進協議会 会員名簿

	団体名	役職	氏名
委員	小千谷市社会福祉協議会	会長	中川 直
	越後交通株式会社小千谷営業所	所長代行	外山 幸一
	小千谷ハイヤー協会	事務局長	國松 正
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 企画総務部 経営戦略ユニット	ユニットリーダー	吉田 勤
	国土交通省北陸地方整備局	計画課長	水口 直人
	新潟県長岡地域振興局	計画調整課長	神田 光行
	小千谷市建設課	課長	勝野 和晃
	小千谷警察署	交通課長	加藤 博章
	身体障がい者団体連合会	会長	佐藤 敏雄
	視覚障がい者福祉協会	会長	池田 修一
	肢体不自由児・者父母の会	会長	中町 英子
	民生委員児童委員協議会	会長	小川 恭男
	東小千谷町内会長協議会	会長	杵淵 晶司
	小千谷高等学校	校長	矢川 京
	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部	バリアフリー推進課長	岩岸 喜男
事務局	小千谷市	副市長	山口 良信
	小千谷市にぎわい交流課	課長	佐藤 俊夫
	小千谷市にぎわい交流課	課長補佐	山田 淳司
	小千谷市にぎわい交流課	係長	安達 桂祐

1-2 小千谷市移動等円滑化促進協議会設置要綱

小千谷市移動等円滑化促進協議会設置要綱（令和5年4月18日告示第107号）

（設置）

第1条 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の4及び第26条の規定に基づき、移動等円滑化促進方針（以下「方針」という。）の作成及び移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）に関する協議及び方針並びに基本構想の推進に係る連絡調整を行うため、小千谷市移動等円滑化促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- （1）方針の作成のために必要な情報交換及び調査研究に関すること。
- （2）方針の推進の状況についての調査、分析及び評価に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、方針の作成及び推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- （1）高齢者団体、障がい者団体等の関係者
- （2）移動等円滑化（法第2条第2号に規定する移動等円滑化をいう。）の促進に関係する団体及び行政機関の職員
- （3）その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、にぎわい交流課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

1-3 作成の経緯

	開催時期	協議事項等
第1回 移動等円滑化 促進協議会	令和6年 6月25日	・今年度の目的とスケジュール ・重点整備地区の範囲 ・まち歩き点検について
まち歩き 点検	令和6年 9月10日	・まち歩き点検調査（東小千谷地区）
第2回 移動等円滑化 促進協議会	令和6年 11月6日	・小千谷市バリアフリー基本構想（案）について ・基本構想（案）のパブリックコメントについて
パブリックコメント（令和6年11月28日～12月25日）		
第3回 移動等円滑化 促進協議会 （書面開催）	令和7年 1月16日	・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業（地域公共交通バリアフリー化事業））
第4回 移動等円滑化 促進協議会	令和7年 2月4日	・パブリックコメント結果の確認 ・小千谷市バリアフリー基本構想（最終案）の検討



「小千谷市バリアフリー基本構想」完成

1-4 パブリックコメントの結果

◆募集期間

令和6年11月28日（木）から12月25日（水）まで

◆公表・閲覧

- ・市役所市民ホール
- ・市役所分庁舎
- ・片貝総合センター
- ・真人ふれあい交流館
- ・東山・岩沢・川井の各住民センター
- ・市民会館
- ・ホントカ。
- ・総合体育館
- ・勤労青少年ホーム
- ・あすえ〜る
- ・楽集館
- ・小千谷駅
- ・小千谷高等学校
- ・小千谷西高等学校
- ・市ホームページ

◆提出された意見及び公表する意見の件数

提出者数： 2人

意見数： 3件

資料２ 用語の説明

	語句	意味
い	移動等円滑化	高齢者や障がい者などの日常生活や、社会生活における移動や施設等の利用の際にかかる身体負担を軽減し、移動または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
	移動等円滑化促進方針制度	平成 30 年 5 月に成立した「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により創設された制度。
こ	心のバリアフリー	バリアフリー化に関する市民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取組。
し	重点整備地区	バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区。高齢者や障がい者などが日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成される。
せ	生活関連経路	「より多くの人が利用する経路」「生活関連施設相互のネットワークを確保する経路」のこと。原則として全ての生活関連経路はバリアフリー化が必要な特定道路として指定される。
	生活関連施設	「常に多数の人が利用する施設」「高齢者や障がい者などの利用が多い施設」のこと。具体的には以下の施設が該当する。 【常に多数の人が利用する施設】 ●旅客施設、大規模商業施設、文化施設、郵便局、官公庁、病院や公園等、高齢者や障がい者などのほか、妊産婦や乳幼児連れ、ベビーカー利用者など様々な人が利用する用途の施設。 ●国・都道府県・市町村が管理する施設。 【高齢者や障がい者などの利用が多い施設】 ●老人ホーム・障がい者支線施設等高齢者・障がい者が多く居住する施設。 ●福祉サービス施設・老人福祉センター・障がい者地域活動支援センターなど高齢者や障がい者などの利用が多い施設。

	語句	意味
と	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分、これらに附属する特定施設。利用円滑化基準適合の努力義務が課せられる。
	特別特定建築物	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障がい者等が利用する特定建築物で、高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして政令で定めるもの。延べ床面積 2,000 平方メートル以上のものは、利用円滑化基準の適合義務が課せられる。
の	ノーマライゼーション	障がい者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。
は	バリアフリー	高齢者や障がい者などが社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。障壁(バリア)には、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁が含まれる。
	バリアフリー新法	「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日に、「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)」と「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」を一体化し、施策の拡充が図られた。
ゆ	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設。時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるものをいう(月極駐車場は路外駐車場には該当しない)。
り	旅客施設	駅、バスターミナル、港、空港など公共交通機関を利用する旅客の乗降や待合などに利用される施設のこと。

小千谷市バリアフリー基本構想

【発行】 小千谷市 にぎわい交流課
〒947-0028 新潟県小千谷市城内1丁目13番20号
電話番号 0258-83-3512 ／ F A X 番号 0258-83-0871
E-mail kouryu@city.ojiya.niigata.jp
